

一般財団法人日本看護学教育評価機構

受審料に関する規程

第1条 この規程は、一般財団法人日本看護学教育評価機構が実施する看護学分野別評価に関する受審料について定める。

第2条 受審料は、申請1件当たり1,500,000円（税別）とする。

2 再評価に関する受審料は、申請1件当たり900,000円（税別）とする。

第3条 受審料は、指定の期日までに納入しなければならない。

第4条 納入された受審料と消費税は原則として返還しない。

第5条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附則

1. この規程は、2019年8月23日から施行する。